　日本遺産石の島つながるガイド会議設置要領を次のように定める。

　　令和６年１０月１日

せとうち備讃諸島日本遺産推進協議会　会長　栗尾典子

協議会訓令第１号

日本遺産石の島つながるガイド会議設置要領

（設置）

第１条　日本遺産せとうち石の島ガイド（以下「石の島ガイド」という。）の活性化に向け，各島間での連携を深め，交流を促進するための「結び人」制度を構築し，石の島ガイドの魅力を高めるため，日本遺産石の島つながるガイド会議（以下「つながるガイド会議」という。）を設置する。

（定義）

第２条　この要綱において，「結び人」とは，石の島ガイドとして活動する者のうち，笠岡諸島，塩飽諸島，小豆島・豊島の各エリアを代表し，他エリアの石の島ガイドとの連絡，調整等を行なう者をいう。

（所掌事項）

第３条　つながるガイド会議は，次に掲げる事項を所掌する。

(1)石の島ガイドの研修に関すること。

(2)石の島ガイドの相互交流に関すること。

(3)その他石の島ガイドの活動推進に関すること。

（組織）

第４条　つながるガイド会議に結び人リーダーを置く。

　つながるガイド会議に，次に掲げるグループを設置し，それぞれに結び人を置く。

　(1) 笠岡諸島ガイドグループ

　(2) 塩飽諸島ガイドグループ

　(3) 小豆島・豊島ガイドグループ

　（委嘱）

第５条　つながるガイド会議の結び人（以下「結び人」という。）及び結び人リーダーは，会長が委嘱する。

　（増員等）

第６条　結び人は，必要に応じて増員及び変更することができる。

（任期）

第７条　結び人の任期は，委嘱の日から３年間とする。

（会議）

第８条　つながるガイド会議は，結び人リーダーが招集し，会議の議長となる。

２　つながるガイド会議は，原則，結び人が出席するものとする。

３　各グループの会議は，各結び人が招集する。

（庶務）

第９条　つながるガイド会議の庶務は，せとうち備讃諸島日本遺産推進協議会事務局において処理する。

（雑則）

第１０条　この訓令に定めるもののほか，つながるガイド会議の運営に必要な事項は，会長が定める。

附　則

この要領は，令和６年１０月１日から施行する。